



教育

令和4年成人式

問 生涯学習課 ☎801-5682
✉ n-shogai659-1@nagayo.jp

令和4年成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2部制で開催いたします。出身中学により、受付時間帯が異なりますので、ご注意ください。

時 令和4年1月10日月

午前の部：受付 10時 開式 11時

対 長与中・高田中出身の方

午後の部：受付 13時 開式 14時

対 長与第二中出身・その他の方

所 町民文化ホール

対 平成13年4月2日～

平成14年4月1日生まれの人

他 駐車場利用について

午前の部 9時30分～12時まで

午後の部 12時30分～15時まで

<今後の成人式について>

民法の一部改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

長与町では、民法改正後の令和5年(令和5年1月)以降の式典については、18歳を対象として成人式を開催するではなく、その年度に20歳を迎える方を対象に「二十歳のつどい」を開催します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

令和5年以降の成人式について



お詫びと訂正

広報ながよ11月号18p「今後の成人式について」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤 令和5年度以降の成人式について
正 令和5年以降の成人式について

問 問い合わせ 時 とき 所 ところ 対 対象 内 内容
定 定員 料 料金 申 申込み ✕ 締切 他 その他

放送大学4月入学生募集

問 放送大学長崎学習センター
☎813-1317

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

10代～90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しむなど、様々な目的で学んでいます。

☒ 第1回：令和4年2月28日月

第2回：令和4年3月15日火

他 資料請求は無料。お気軽にお問い合わせください。

健康・福祉・介護

献血バスのお知らせ -積極的なご参加をお願いします-

問 健康保険課健康増進係
☎801-5820

献血はたくさんの人々の善意によって支えられ、皆さまの温かな心が多く尊い命を救っています。

時 12月16日㊐9時～16時

所 役場正面玄関

“こころの健康”について相談してみませんか？

問 西彼保健所地域保健課
保健福祉班
☎856-5159 FAX857-6663

こんなときにはお気軽にご相談ください。
・眠れない、意思もなくイライラする、気分がゆううつ、何もやる気が起きない。
・家族のこころの健康について悩んでいる。(不登校・ひきこもり・アルコール依存症など)
・精神疾患(疑い)のある人の治療や精神科医療機関について知りたい

他 精神科医師による相談(要予約)

- ・毎月第2金曜日 14時～16時
 - ・奇数月第4木曜日 14時～16時
- 保健所職員(保健師、作業療法士、社会福祉士)による相談
- ・月曜日～金曜日 9時～17時30分(土日・祝祭日・年末年始を除く)
- 予約不要。随時受け付けています。

所 長崎県西彼保健所(長崎市滑石1丁目9番5号)

料 無料 申 電話で申込み

～長与町国保加入者の皆さまへ～
交通事故などにあった場合は届け出が必要です！

問 健康保険課保険係
☎801-5821

町国保加入者が交通事故など第三者(他人)による行為で負傷したり病気になったりした場合は、保険証を使って医療機関で治療を受けることができますが、届け出が必要です。

第三者行為による傷病の治療費は、原則加害者が負担するものです。保険証を使って治療を受けた場合は、自己負担分を除いた額を長与町国保が一時的に立て替え払いをしますが、あとからその治療費を加害者に請求することになります。

届け出に必要な申請書などはホームページからダウンロードできます。郵送を希望の方はご連絡ください。

※通勤中や勤務中の負傷など労災保険からの給付となる場合は、保険証は使用出来ませんので、勤務先にご確認ください。

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

申・問 福祉課障害者福祉係
☎801-5827
県障害福祉課
☎895-2453

対 義足や人工関節、内部障害、発達障害、難病の方など

●ヘルプマーク

周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたもの

●ヘルプカード

障害のある方が災害時や緊急時など、周囲の人に提示し、手助けを求める目的としたもの



障害者福祉医療費助成制度について

申・問 福祉課障害者福祉係
☎801-5827

支給対象者が医療機関で支払われた保険診療金額の一部を助成する制度です。助成を受けるためには、福祉課で認定手続きが必要です。(所得制限有)

対 ①身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
②特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方

寡婦福祉医療制度について

問 こども政策課子育て支援係
☎801-5886

寡婦の方が入院で支払った医療費の一部を助成する制度です。助成を受けるためには、まず受給者の資格申請が必要です。

申請に必要な書類は状況により異なりますので、詳しくはこども政策課へお問合せください。

対 以下の条件にすべて該当する方

- ・60歳以上70歳未満
- ・配偶者のいない女性で、かつて児童を扶養していた方または未婚の女性
- ・本人の前年度の所得税が非課税
- ・扶養義務者と同居していない
- ※前年の所得税が課税されている方は対象外

内 助成の対象となる医療費

- ・病院1か所につき、1か月分の医療費から以下の自己負担額を差し引いた金額。
- ・入院日数1日につき1,200円
- ・高額医療費や附加給付金など健康保険から補助がある場合は、相当額を差し引いた金額。

長与町認知症カフェ
「ながよみかんカフェ」

問 町社会福祉協議会
☎883-7588
介護保険課包括支援係
☎801-5822

●12月のテーマ クリスマス会

時 12月24日㊱13時30分～15時30分
所 老人福祉センター大ホール
料 100円

家族介護支援事業を行っています

問 町社会福祉協議会地域福祉課
☎883-7760

●なるほど介護学習会

適切な介護知識・技術の習得を目的としています。

時 ①12月10日㊱ ②1月7日㊱
13時30分～15時30分

所 町老人福祉センター

対 町内在住で介護に関心がある方

内 ①町の介護保険のしくみ

②車いす体験

申 初めて参加される方は事前に連絡をお願いします。

令和4年「新生活門松カード」販売中!

問 地域安全課 ☎801-5662

時 平日9時～17時

所 ・地域安全課(役場3階)

・ふれあいセンター

・南交流センター

料 1組(2枚)100円

※無くなり次第終了



環 境

一般家庭からのもやせるゴミ排出量・資源化量の比較

もやせるゴミ排出量(同月比較)

月	令和3年度	前年度比
10月	544,780kg	▲72,560kg
累計	4,156,510kg	▲192,340kg

紙類の資源化量(同月比較)

分類	10月	前年度比
段ボール	15,370kg	+1,180kg
新聞紙	9,980kg	+1,120kg
雑誌・ざつがみ	19,130kg	+20kg
紙パック	1,080kg	+10kg
合計	45,560kg	+2,330kg

今後もごみの分別や資源化物の拠点回収などにご協力をお願いいたします。

くらし

12月15日㊱～24日㊱
令和3年年末の交通安全県民運動

スローガン

「スピードは 視野も心も 狹くする」

重点項目

- ①飲酒運転の根絶
- ②子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- ～ 守ろう交通ルール
高めよう交通マナー ～

●ファイナンシャル・プランナーとは
節約から、税金、住宅ローン、不動産、相続などのあらゆる「お金」に関することを熟知した専門家。収入と支出のバランスを考慮した計画を提案・アドバイスします。

12月27日㊱は固定資産税・都市計画税第3期の納期限です

問 税務課固定資産税係
☎801-5786

納期限までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。スマートフォンによるモバイル決済もできます。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

家屋の届出を忘れずに

問 税務課固定資産税係
☎ 801-5786

令和3年中に建物・車庫などの新築・増築・改築・解体をされた方で、建築確認申請(工事届)の提出や登記をされていない方は、税務課固定資産税係へ届け出てください。

特に、建物を解体された方で、届出がない場合、次年度も引き続き固定資産税が課税されることがありますので、解体後は速やかに届け出てください。

12月28日(火)(届出用紙は町ホームページからダウンロード可)

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

問 税務課固定資産税係
☎ 801-5786

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産は、償却資産として固定資産税の対象となります。

令和4年1月1日時点で、対象の資産を町内にお持ちの方、または貸付をしている方は申告が必要です。

問 事業の用に供することができる資産(例)

- ・商店、事務所または工場などを経営している場合の機械類、事務機器類など
- ・不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽等外構工事など
- ・飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

申 12月中旬に申告書を送付。申告書が届かない場合はご連絡ください。(町ホームページからダウンロード可)

令和4年1月31日(月)

町では、公平・適正な課税のため、税務署調査のほか各種の調査を行っています。正当な理由なく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料または罰金などを課せられることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去にさかのぼって課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがあります。

人権相談・行政困りごとなんでも相談

問 総務課行政係 ☎ 801-5781

合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【人権相談特設相談・行政困りごとなんでも相談】

- 時 12月4日(火)9時30分～12時30分
所 長与町公民館 内 人権相談のみ
- 時 12月14日(火)13時～16時
所 上長与公民館
- 時 令和4年1月18日(火)13時～16時
所 ふれあいセンター



人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。

【常設人権相談所(長崎地方法務局)】

時 月曜日～金曜日8時30分～17時15分
(祝日を除く)

所 長崎地方法務局 ☎ 0570-003-110



行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

長崎行政監視行政相談センター

☎ 849-1100

長与町「暮らしの便利帳」を官民協働で発行します

問 秘書広報課広報広聴係
☎ 801-5780

「暮らしの便利帳」は、行政情報や地域情報などを盛り込んだ暮らしに役立つ情報誌です。

(株)サイネックスと町が官民協働事業として発行するもので、町が行政情報などの提供を(株)サイネックスが企画編集や広告募集活動などを担当します。発行に関わる経費は全て広告収入で賄われます。

今後、(株)サイネックスの社員が広告掲載の募集のため、町内事業所などを訪問しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

時 令和4年5月発行

内 発行部数 18,200部(予定)

他 町内全世帯および転入世帯に配布

長与ガイドブック「GO NAGAYO」掲載店舗を募集しています

問 産業振興課商工観光係
☎ 801-5836

町では町内の魅力あふれるお店を掲載したガイドブックを発行しています。次回令和4年3月版に掲載するお店を募集します。

対 町内に店舗のある「食事処・カフェ」「パン・菓子店」「雑貨店」など(お酒のみを提供する店舗は掲載不可)

定 募集店舗数 約100店舗
(応募者多数の場合、先着順。誌面の都合により掲載店舗数の変更あり。)
申 下記QRコードから、または申込用紙を産業振興課へ提出してください。
(申込書は産業振興課窓口、町ホームページから入手可)

12月20日(月)必着

他 配布開始 令和4年4月



新規就農個人相談会を開催します

申・問 産業振興課 (担当:畠中)
☎ 801-5836

年末年始に帰省される方など、普段来店が難しい方も、この機会にぜひご相談ください。

時 令和4年1月4日(火)13時30分～16時
所 役場2階第1会議室

申 電話にて事前申込み

12月24日(金)

他 就農相談は随時受付中

(受付:平日8時45分～17時30分)

求 人

自衛隊「ソレ、誤解ですから」動画のご紹介

問 琴海地域事務所
☎ 884-2809

一般の方が誤解しているという自衛隊の真の姿を動画で紹介しています。「毎日きつそう」「先輩怖そう」「訓練についていけなさそう」といった、さまざま誤解が解かれます。気になる方はぜひご覧ください。

「ソレ、誤解ですから」動画はこちらから



くらし

確定申告の時期が近づいてきました 該当する方は早めのご準備を

問 税務課住民税係 ☎ 801-5785 長崎税務署 ☎ 822-4231 (自動音声「2」)

● インターネット環境がご自宅にある方

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して申告することができます。感染症予防の観点からも、ぜひご利用ください。

● 事業所得(営業・農業・不動産)などがある方

収支内訳書は事前に作成し、申告会場へ持参してください。長与町役場会場で作成業務は行いません。作成方法が分からぬ場合はあらかじめ長崎税務署や広報ながよ10月号掲載の指導機関などにご確認ください。

また、今年から事業を始めた方は、税務署への届出が必要です。長崎税務署へあらかじめご相談ください。

● 申告会場での入場整理券について

長与町役場会場では、昨年と同様に入場整理券での入場制限を行います。詳細は、次月以降の広報で改めてご案内します。

● 長与町役場会場で受付できない申告

- 令和4年1月1日現在、長与町に住民票のない方の申告
- 令和3年分以外の申告(更正の請求、修正申告を含む)
- 準確定申告(亡くなられた方の申告)
- 青色申告
- 株式などの配当がある方で申告分離課税を選択される方(損失の繰越を含む)の申告
- 相続税、贈与税、消費税の申告
- 中古住宅購入、住宅の増改築、ローンの借り換えなどの申告
- ※新築住宅の「住宅借入金等特別控除」の初回の申告は、令和4年2月22日(火)、24日(木)、25日(金)のみ受付可
- 株式、先物、土地建物を売却された方の申告
- ※土地建物を売却された方の申告は、令和4年2月22日(火)、24日(木)のみ受付

ご不明な点があれば、早めにお問い合わせください。

健康・福祉・介護

令和3年度第2回原爆被爆者健康診断を実施します

問 福祉課高齢者福祉係 ☎ 801-5826

対象の方は受診してください。指定日に受診できない場合は、日程表内であればいつでも受診できます。

なお、被爆二世の健診もできますが、受診票が必要です。ご希望の方は福祉課へ申請してください。(前年度受診票の送付を希望された方は、県から受診券が送付されます。)

※第二種健康診断受診者証の方は受診できません。

内 大腸がん検診を実施します。

時 午前の受付 9時40分～11時 午後の受付 13時～14時

施設の開館時間は9時からです。皆さまのご協力をお願いします。

日にち	健診場所	受付	対象地区名
1月 13 日(木)	老人福祉センター(1階)	午前	池山、皆前、日当野、まなび野東・西
		午後	南田川内、定林、井手本、サニータウン北・南・東
1月 14 日(金)	北部地区 多目的研修集会施設	午前	佐敷川内、舟津、上齊藤、川頭
		午後	岡中央、馬込一本松、岡岬、前田川内・浜崎、毛屋白津、塩床
1月 19 日(水)	老人福祉センター(1階)	午前	嬉里中央、三彩
		午後	ニュータウン東・中央・西、嬉里谷
1月 20 日(木)	老人福祉センター(1階)	午前	青葉台、フォーレツインキャッスル、北陽台、下高田
		午後	南陽台、丸田谷、辻後、内園
1月 25 日(火)	ふれあいセンター(2階)	午前	百合野、百合野第2
		午後	百合野第1、西高田
1月 26 日(水)	ふれあいセンター(2階)	午前	高田越、悠久荘、東高田、道ノ尾
	上長与地区公民館	午後	上平、下平、三根、緑ヶ丘、木場、大越、横平

「民生委員・児童委員」の活動をご存じですか？

問 福祉課地域福祉係 ☎ 801-5826

● 民生委員とは？

厚生労働大臣から委嘱された、まちの福祉を担う無報酬のボランティアです。「民生委員・児童委員」が正式名称となり、長与町では、現在58名の方が活動しています。

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。



● 民生委員は主にどんな活動をしているの？

民生委員は、担当する地域の身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、介護・子育ての不安などの相談に応じています。

また、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関（役場）などにつなぎ、課題が解決するよう必要な支援への「つなぎ役」になります。そのために、行政や社協などさまざまな機関と連携しています。

● 民生委員に相談したい、と思ったら

ご自身の地区の民生委員にご連絡ください。法律に守秘義務が定められていますので、安心して相談してください。どなたかわからない場合など、民生委員に関するお問い合わせは、福祉課地域福祉係までご連絡ください。

最近の地域社会は、住民同士の関係の希薄化などにより、近所同士の支え合い「地域の力」が弱くなっています。多様な生活問題や、地域の課題を解決することに向けて、民生委員・児童委員や関係機関などはもちろん、住民一人ひとりが地域の課題として受け止め、共に取り組むことが大切です。誰もが安心して暮らせるように、ぜひ地域での民生委員・児童委員の活動にご理解とご協力をお願いします。



年金受給者の皆さんへ 「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」が 送付されます！

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎ 861-1354
健康保険課年金係 ☎ 801-5821

老齢・退職を支給事由とする年金を 受けている方

所得税法の「雑所得」として課税対象となるため、日本年金機構より1月中旬から順次「源泉徴収票」が送付されます。

障害年金や遺族年金を受けている方

所得税法の課税対象となっていない（非課税）ため、源泉徴収票は送付されません。

「源泉徴収票」は所得税の確定申告の際の添付書類などとして必要となりますので、大切に保管してください。

※再交付は、1月中旬から「ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）」で受け付けています。その際は、再交付申請をするご本人の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所をお伝えください。2週間程度で、ご本人の住所へ送付されます。お急ぎの方は、長崎北年金事務所へご相談ください。



消費者注意報

「還付金詐欺の電話」にご注意！

問 長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111 県消費生活センター ☎824-0999

役所介護保険課職員を名乗り「保険料を返金する」「医療費の払い戻しがある」などと言って、還付金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカードなどを持ってATM（現金自動預払機）に行くように誘導し、実際には消費者の預金を振り込ませてお金をだまし取る、いわゆる「還付金詐欺」が多数発生しています。

事 例

役所介護保険課職員を名乗る男から電話がかかってきて「保険料の払い戻しがあります。手続きは今日までです。」と言われたので、携帯電話を持ってスーパーのATMに行った。

ATMの前で指示された番号に電話し、相手から言われたとおりATMを操作したら、口座から49万円を他人の口座に振り込んでいた。



消費者へのアドバイス

- 1 ATMで保険料や税金を返還することはできません。電話で「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言わされたら、それは還付金詐欺です。そのまま電話を切ってください。
- 2 役所や金融機関などの職員が、ATMの操作を電話で指示することは絶対にありません。
- 3 還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かって、指示された電話番号に電話をかけたりせず、役所の担当部署に電話をかけて確認してください。
- 4 「お金が返ってくる」などの還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに警察や役場相談窓口、消費生活センターに電話するなど、周囲に相談をしてください。

困ったときは町役場相談窓口または県消費生活センターへご相談ください。

Information インフォメーション



ノルディックウォーキング in ながよ

問 特別養護老人ホームかがやき ☎894-5555

時 9時45分～12時（9時30分～受付）

対 初 初心者対象：ウォーキング教室＆ショートコース

経 経験者対象：ロングコース

定 20人 料 無料

他 希望者にはポールを無料で貸し出します。雨天時の開催については、お問い合わせください。

開催日時	対象者・集合場所
12月7日火	初 特別養護老人ホームかがやき
12月16日木	経 特別養護老人ホームかがやき
1月4日火	経 特別養護老人ホームかがやき
1月20日木	経 特別養護老人ホームかがやき

長崎県サロンインストラクター養成研修

申・問 特別養護老人ホームかがやき
(担当:村上・高村) ☎894-5555

サロンは地域みんなの居場所で、1人1人がいきいきと暮らすことを目的としています。

時 1月15日㊁、22日㊁、2月5日㊁

8時45分～12時45分（受付 8時30分～）

※3回連続講座

所 特別養護老人ホームかがやき 1階地域交流センター

対 地域活動に興味があり、全講座受講できる方。（動画視聴での補講（確認テスト有り）も可能）

内 認知症予防、健康増進（食事・運動・活動）について理学療法士・作業療法士・管理栄養士などの各専門職から学ぶことができ、サロンで活用できます。

定 30人（応募者多数の場合、抽選。）

料 無料

申 電話で申込み

☒ 12月20日月

（12月中に文書にて通知）



詳しくはこちら